

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために、必要な気象予報（注意報含む）、警報、並びに情報等（以下「気象警報等」という。）の収集、通報及び伝達等が、円滑、迅速、確実に実施されるよう地域住民並びに関係機関が相互に協力して万全を期するために、次に定めるところによるものとする。

第1節 気象情報等の伝達計画

1 伝達を要する気象警報等の種類及び発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される気象警報等などの種類及び基準値（鷹栖町）は、次のとおりである。

(1) 気象注意報及び警報関係

警報・注意報発表基準については、表3-1のとおりとする。

(2) 火災警報関係

気象の状況が、火災予防上危険であると認めて発令する警報の基準は、第4章第6節「消防計画」による。

(3) 気象情報関係

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

北海道と旭川地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

上川・留萌地方内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、上川・留萌地方に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

2 気象警報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する気象警報等及び北海道（上川総合振興局）が発する対策通報を受けたときは、電話、無線、その他最も有効な方法により関係機関に通報し、又は伝達するものとする。気象警報等伝達系統図については表3-2、関係機関等の連絡先一覧については表3-3のとおりとする。

また、休日、時間外の場合、日直等は総務企画課長に連絡するものとする。

表3-1 [警報・注意報発表基準一覧表]

1 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

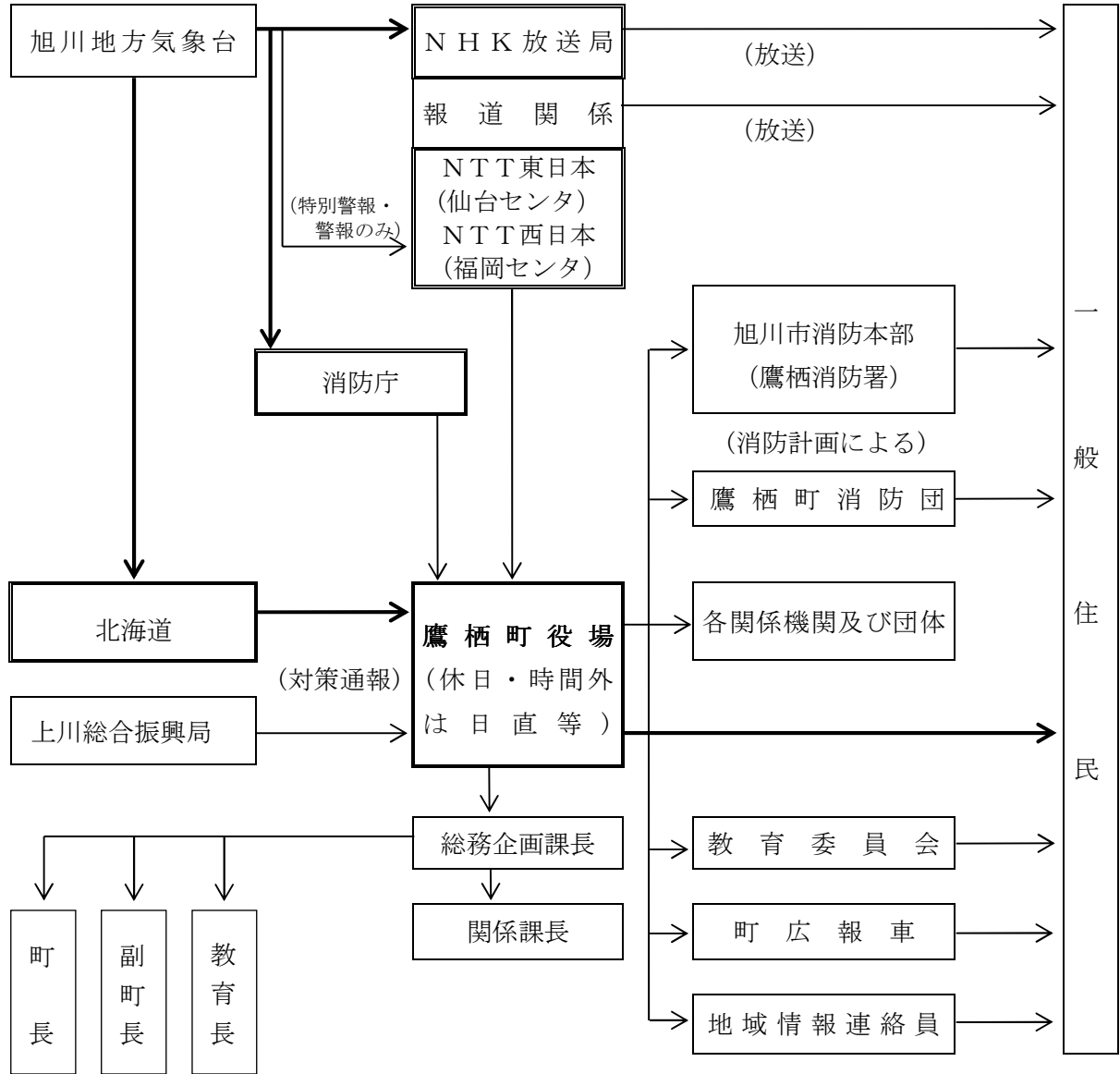
2 警報・注意報発表基準

平成28年5月現在
発表官署 旭川地方気象台

鷹栖町	府県予報区	上川・留萌地方		
	一次細分区域	上川地方		
	市町村等をまとめた地域	上川中部		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 1時間雨量 50mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 117	
	洪水		雨量基準	—
			流域雨量指数基準	オサラツペ川流域=15
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	石狩川上流[伊納]
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	
	注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
土壌雨量指数基準			87	
洪水		雨量基準	—	
		流域雨量指数基準	オサラツペ川流域=8	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	石狩川上流[伊納]	
強風		平均風速	12m/s	
風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧		視程	200m	
乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%		
なだれ		①24時間降雪の深さ 30cm以上		
低温	②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上			
	4月～6月、8月中旬～10月:(平均気温) 平年より 6℃以上低い 7月～8月上旬:(気温) 14℃以下が 12時間以上継続 11月～3月:(最低気温) 平年より 12℃以上低い			

	霜	最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

表3-2 [気象警報等伝達系統図]



(二重線) で囲まれている期間は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先



(太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周囲の措置が義務付けられている伝達

表3-3 [関係機関等の連絡先一覧]

関係機関名	連絡先の代表者名	所在地	電話番号
鷹栖町教育委員会	教育長	鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2028
旭川市消防本部 旭川市鷹栖消防署	消防長 署長	旭川市7条通10丁目 鷹栖町南1条3丁目5番2号	0166-23-4556 0166-87-2042
北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所	所長	旭川市永山1条21丁目3番21号	0166-48-2131
北海道財務局旭川財務事務所	所長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-31-4151
北海道農政事務所 旭川地域センター	センター長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-76-1279
旭川地方气象台	台長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-32-7102
上川中部森林管理署	署長	旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-61-0206
日本郵便(株)鷹栖郵便局	局長	鷹栖町南1条2丁目9番24号	0166-87-2660
日本郵便(株)旭川東郵便局	局長	旭川市東旭川町共栄98番4号	0166-36-0601
陸上自衛隊第2師団	師団長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
上川総合振興局	総合振興局長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5150
旭川建設管理部	部長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5355
南部森林室	室長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5390
保健環境部保健行政室 (上川保健所)	室長 (保健所長)	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5137
上川教育局	局長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-4942
旭川中央警察署	署長	旭川市6条10丁目	0166-25-0110
旭川中央警察署 鷹栖駐在所	所長	鷹栖町南1条3丁目1番16号	0166-87-2211
旭川中央警察署 北野駐在所		鷹栖町北野東3条1丁目1番6号	0166-87-2310
旭川中央警察署 北斗駐在所		鷹栖町13線15号	0166-87-2446
日本放送協会旭川放送局	局長	旭川市6条6丁目右10	0166-24-7000
東日本電信電話(株) 北海道事業部 北海道北支店	支店長	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
日本銀行旭川事務所	所長	旭川市4条9丁目	0166-23-3181
北海道電力(株)旭川支店	支店長	旭川市4条12丁目	0166-23-1121
日本赤十字社北海道支部 上川地区	地区長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5982
一般社団法人 上川郡中央医師会	会長	美瑛町北町2丁目2-17	0166-92-8022

第3章 災害情報通信計画

たいせつ農業協同組合	代表理事組合長	旭川市東鷹栖1条3丁目	0166-57-2311
あさひかわ農業協同組合	代表理事組合長	旭川市豊岡4条1丁目	0166-31-0111
上川中央農業共済組合	組合長理事	旭川市東旭川町下兵村517番地	0166-36-2162
大雪土地改良区	理事長	旭川市東鷹栖4条5丁目	0166-57-2919
公益社団法人北海道薬剤師会 旭川支部	支部長	旭川市金星町1丁目2番15号	0166-29-2422
公益社団法人北海道獣医師会 上川支部	会長	旭川市宮下通14丁目右1号	0166-24-1600
旭川地区バス協会	会長	旭川市東旭川町共栄128	0166-34-6431
鷹栖町商工会	会長	鷹栖町南1条1丁目1番26号	0166-87-2210
鷹栖町森林組合	代表理事組合長	鷹栖町南1条3丁目	0166-87-2277
浅井医院	院長	鷹栖町南1条2丁目1番3号	0166-87-2002
鷹栖歯科	所長	鷹栖町南1条2丁目	0166-87-2105
くりやま歯科クリニック	院長	鷹栖町南1条6丁目1番3号	0166-59-3222

第2節 地震に関する情報の伝達計画

1 担当官署及び区域

地震に関する情報は、一定基準以上の地震が発生したとき札幌管区気象台が発表し、旭川地方気象台が伝達する。

(1) 地域名称及び内陸の震央地名

北海道では、336地点で震度の観測を行っており、そのうち上川管内では気象庁震度観測点8か所、自治体震度観測点8か所、防災科学技術研究所19か所の合計35か所の観測点がある。

鷹栖町の地域名称及び内陸の震央地名、震度観測点の名称は次のとおり。

地域名称：上川地方中部

内陸の震央地名：上川地方中部

情報用市町村名称：鷹栖町

震度観測点名称：鷹栖町南1条

観測点所在地：鷹栖町南1条3丁目5番1号

(2) 地震に関する情報の種類と内容については次のとおりとする。

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測

		した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の地震データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

イ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

地震解説資料	担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時等に防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動図及び週間地震概況	地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために、管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁・管区気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表

2 情報の伝達

地震に関する情報は、本章第1節「気象情報等の伝達計画」に基づき、広報車、ファクシミリ、有線放送、その他最も有効な方法により伝達するものとする。

- (1) 気象台より伝達された情報は、通常の勤務時間内は総務企画課が受理するものとし、勤務時間外(夜間・休日)は日直等が受理する。
- (2) 総務企画課長は、情報の伝達を受けた場合、速やかに町長、副町長、教育長に報告するとともに、関係課長等に連絡するものとする。

また、日直等が受理した場合は、速やかに総務企画課長に連絡するものとする。

3 地震動警報及び予報の伝達

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、地震動警報及び予報を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

- (1) 地震動警報等の種類及び実施基準等

警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動特別警報	緊急地震速報(警報)又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報(予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

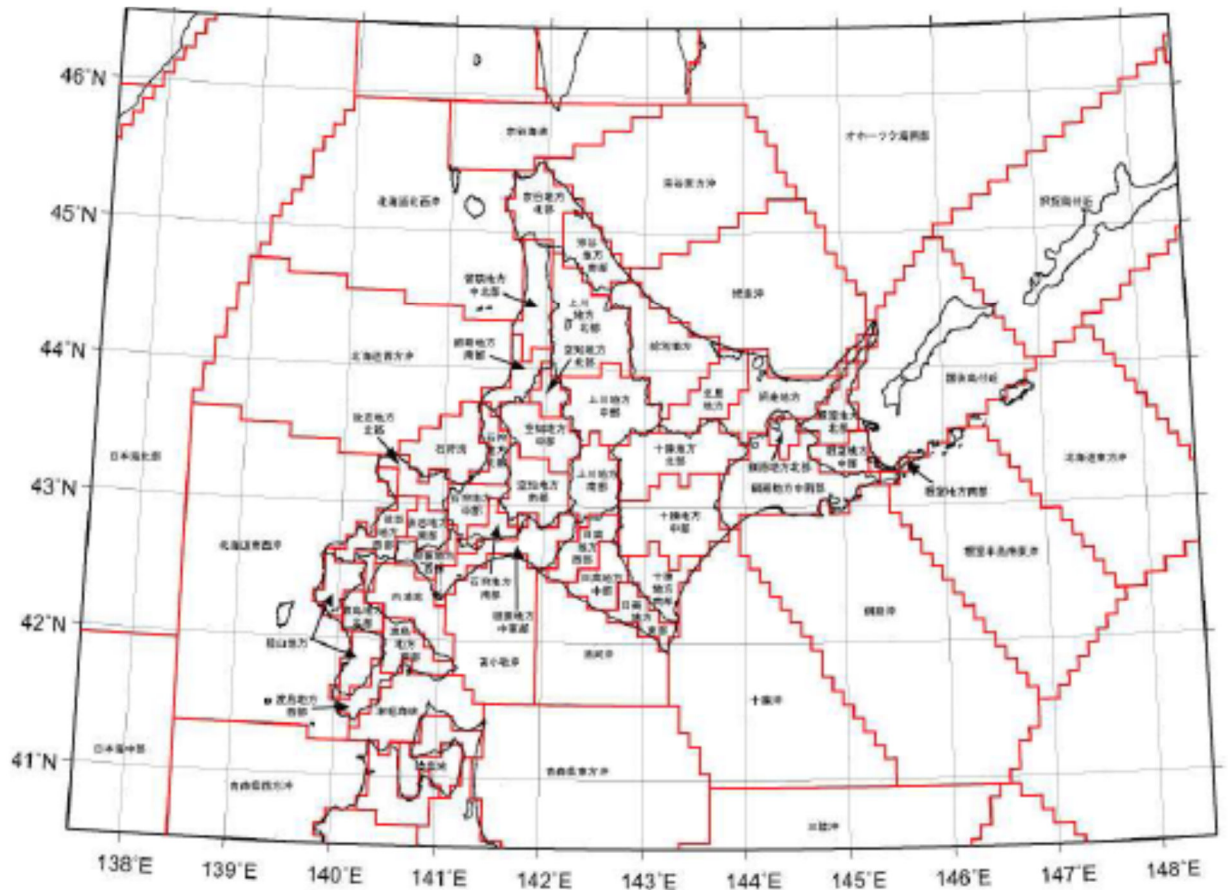
(2) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震・津波に関する情報を用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

上川地方北部	士別市、名寄市、上川郡の一部（和寒町、剣淵町、下川町）、中川郡の一部（美深町、音威子府村、中川町）、雨竜郡の一部（幌加内町）
上川地方中部	旭川市、上川郡の一部（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）
上川地方南部	富良野市、空知郡の一部（上富良野町、中富良野町、南富良野町）、勇払郡の一部（占冠村）

(2) 震央地名



気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。			※概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いの配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。		※概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。			
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。			※木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。		※鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。			
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。		※木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転している、揺れに気付く人がいる。						
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。				亀裂 ^{*1} や液状化 ^{*2} が生じることがある。	落石やけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩行に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。			
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどは移動し、倒れるものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。		大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが発生し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{*3} 。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。			

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
 ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水道やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
 ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

第3章 災害情報通信計画

○ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

<留意事項>

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値です。この表は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この表では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

第3節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び被害報告等の通信連絡並びに災害応急対策に必要な指揮指令の伝達の方法については、次に定めるところによる。

第1 災害通信系統

(1) 住民から本部に対する連絡

第1系統	————	NTT回線電話使用（一般用電話）
第2系統	————	NTT回線電話使用（専用電話）
第3系統	————	無線通信施設利用（アマチュア無線等）
第4系統	————	伝令（自動車又は自転車使用）
第5系統	————	伝令（徒歩）

(2) 本部から上川総合振興局他各関係機関に対する連絡

第1系統	————	NTT回線電話使用
第2系統	————	北海道防災行政無線利用
第3系統	————	伝令（自動車又は自転車使用）
第4系統	————	伝令（徒歩）

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

災害発生時において通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

災害時における非常通話又は緊急通話の取り扱いは、契約約款の規定により東日本電信電話(株)北海道事業部の承認を受けた番号の加入電話を使用するものとする。

(1) 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、若しくは秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話。

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

(3) 非常・緊急通話の利用方法

ア 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と機関名を告げる。

(ウ) 通話先の電話番号を告げる。

(エ) 通話内容を告げる。

ウ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。

エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（上記8に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と上記(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（上記アの表及び本表1～4(2)に掲げるものを除く。）相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

3 専用通信施設の利用

(1) 無線通信施設

施 設 名	種 類	免許人	設置場所
北海道防災行政無線	固定局（鷹栖町役場）	北海道	総務企画課
消防救急デジタル無線	基地局 （旭川市総合防災センター1局）	旭川市	旭川市総合防災センター
	移動局 （携帯型 4局） （車載型 8局） （可搬型 1局）		旭川市鷹栖消防署

(2) 警察業務専用電話

各駐在所の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い警察機関を経る。

(3) その他、北海道地方非常通信協議会（事務局：北海道総合通信局陸上課）が定める機関別通信系統により行う。

4 通信途絶時の連絡方法

前記通信系統等をもって連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、アマチュア無線の利用等、臨機応変な措置を講ずる。

第4節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

この計画は、災害時において災害応急対策に必要な措置を実施するため、災害情報及び被害状況を迅速かつ的確に収集、通報するための計画である。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに鷹栖町役場、警察（駐在所を含む）、旭川市鷹栖消防署、鷹栖町消防団又は地域情報連絡員のうち、最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

発見者から通報を受けた警察官、消防署員、消防団員、地域情報連絡員は、直ちにこれを確認し鷹栖町役場に通報するものとする。

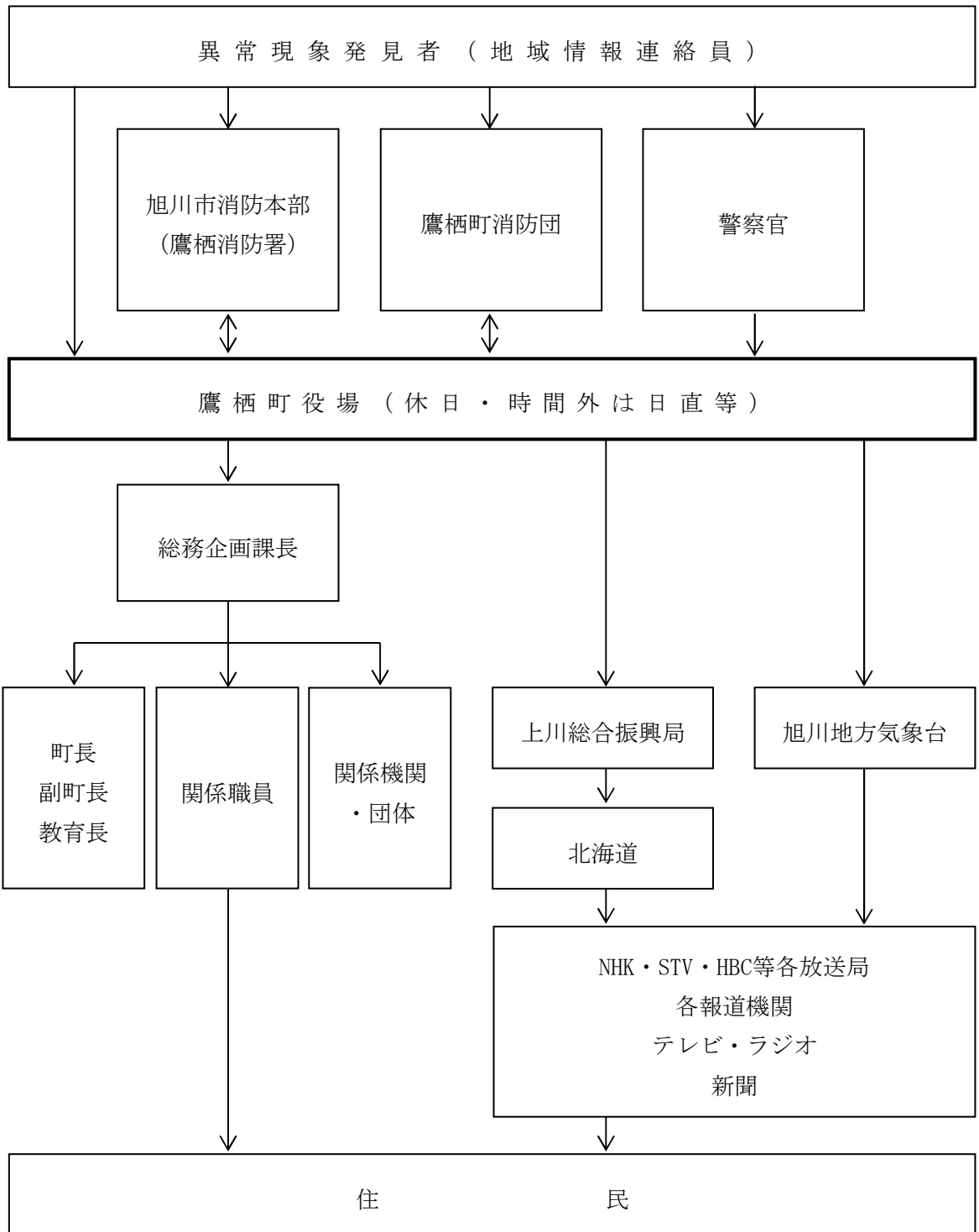
(3) 鷹栖町から各関係機関及び住民への通報

ア 町長は、住民、警察官又は消防署員、消防団員、地域情報連絡員から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ知事（上川総合振興局長）及び旭川地方気象台に通報しなければならない。

イ 住民に対する災害情報の周知は、広報車、有線放送、北海道防災情報システム等により、徹底を図るものとする。

ウ 住民、警察官又は消防署員、消防団員、地域情報連絡員から災害情報等の通報を受理したときは、速やかに総務企画課長に報告しその指示により処理するものとする。休日及び時間外については日直等が受理し、速やかに総務企画課長に報告するものとする。

(4) 災害情報等連絡系統図



2 地域情報連絡員

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、各町内会長、又は農事組合長を地域情報連絡員とする。

(1) 地域情報連絡員の任務

ア 地区内の防災に関する情報の通報

- イ 災害情報の収集及び伝達についての協力
- ウ 応急対策についての協力
- エ 被害状況調査等についての協力

3 被害状況等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（上川総合振興局長）に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、又は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとし、消防庁長官から要請のあった場合については、第1報後の報告についても、引き続き、消防庁に報告する。また、関係のある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が、当初軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で、鷹栖町が軽微であっても上川管内全体が報告を要すると認められるもの
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるもの
- キ 消防機関への通報が殺到したとき
- ク 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したとき
- ケ その他特に指示のあった災害

(2) 報告の種類

ア 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害情報報告（様式3-1）の様式により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除く。

(ア) 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（様式3-2）の様式により、件数のみ報告すること。

(イ) 中間報告

被害状況が判明し次第、被害状況報告（様式3-2）の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期について特に指示があった場合は、その指示による。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した場合は、事後15日以内に被害状況報告（様式3-2）の様式により報告すること。

(3) その他の場合

災害の報告は、災害情報、被害状況報告のほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

(4) 報告の方法

ア 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により報告するものとする。

イ 被害状況報告のうち、最終報告については被害状況報告（様式3-2）の様式提出により報告するものとする。

(5) 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、被害状況判定基準（様式3-3）のとおりとする。

(6) 災害情報等連絡責任者

責任者： 総務企画課長 代理者： 総務企画課情報防災係長

様式3-1

災害情報報告(速報 中間 最終)

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・ 市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・ 市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
潮位波高				
風 速				
そ の 他				
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況					
(6) 応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式3-2

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月	日	時	分	災害の原因		月	日	時	分
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名										
	職・氏名										
	発信日時		月	日	時	分					
受信	機関(市町村)名										
	職・氏名										
	発信日時		月	日	時	分					
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)			
① 人的 被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		⑤ 道 工 事	河川	箇所				
	行方不明	人				海岸	箇所				
	重傷	人				砂防設備	箇所				
	軽傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
② 住 家 被 害	全壊	棟			⑤ 土 木 被 害	道路	箇所				
		世帯				橋梁	箇所				
		人				小計	箇所				
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所			
		世帯				道路	箇所				
		人				橋梁	箇所				
	一部破損	棟				小計	箇所				
		世帯				港湾	箇所				
	床上浸水	棟				漁港	箇所				
		世帯				下水道	箇所				
床下浸水	棟	公園	箇所								
	世帯	崖くずれ	箇所								
計	棟	計	箇所								
	世帯	漁	沈没流出	隻							
	人	破損	隻								
③ 非 住 家 被 害	全壊	公共建物	棟			⑥ 水 産 被 害	計	隻			
		その他	棟				漁港施設	箇所			
	半壊	公共建物	棟				共用利用施設	箇所			
		その他	棟				その他施設	箇所			
	計	公共建物	棟				漁具(網)	件			
		その他	棟				水産製品	件			
④ 農 業 被 害	農地	田	流失・埋没等	ha			⑦ 林 業 被 害	林地	箇所		
			浸冠水	ha				治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha				林道	箇所		
			浸冠水	ha				林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他				箇所			
		畑	ha	小計				箇所			
	農業用施設	箇所	一般 民 有 林	林地				箇所			
	共同利用施設	箇所		治山施設				箇所			
	営農施設	箇所		林道				箇所			
	畜産被害	箇所		林産物				箇所			
	その他	箇所		その他				箇所			
計			小計	箇所							
			計	箇所							

第3章 災害情報通信計画

項		目	件数等	被害金額(千円)	項		目	件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
		箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	箇所			
	箇所			計		箇所			
	清掃施設	箇所			⑬ その他	箇所			
		箇所				計	箇所		
火葬場	箇所			鉄道不通		箇所			—
計	箇所			鉄道施設		箇所			
計	箇所			被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商業	件			空港	箇所			
	工業	件			水道	戸			—
	その他	件			電話	回線			—
計	件			電気	戸			—	
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所			ガス	戸			—
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所			—
	高校	箇所			都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所							—
計	箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数		団体			火災発生	建物	件		
り災世帯数		世帯				危険物	件		
り災者数		人				その他	件		
消防職員出動延人数		人			消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 ○応急対応の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

様式3-3

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農 地	<p>農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>

被害区分		判 断 基 準
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
⑥ 水 産 被 害	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。

被害区分		判 断 基 準
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。